

1. はじめに

名古屋大学では、「名古屋大学環境報告書」の信頼性を高めるために、環境配慮促進法第9条に基づき、自己評価を実施しています。自己評価は、2008年から実施しており、環境報告書の価値向上に求められる、ステークホルダーが望む重要な情報を記載しているかを評価する「情報の充実」と、その情報の「信頼性向上」が図られているかについての2つの視点で評価を実施しています。

2017年度についても、学内構成員（教員2名、職員3名、学生2名）によって環境報告書自己評価チームを構成し、評価を実施しました。特に、前年度に引き続き、教職員および学生が自己評価メンバーとして参加することによって、評価に多様な視点を持たせるようにしました。



自己評価チーム

（左列奥から）

後藤 光裕（全学技術センター 技術職員）

奥貫 圭一（環境学研究科 准教授）

坂口和香奈（TEDxNagoyaU 実行委員会／情報学部1年）

河野 巧（TEDxNagoyaU 実行委員会／経済学部2年）

（右列奥から）

富田 賢吾（環境安全衛生管理室 教授）

福地 実（総務部 総務課 広報室 広報係長）

杉本 裕康（施設管理部 施設管理課 課長補佐）

※所属は自己評価実施当時のものです。

2. 実施した手続きの内容

自己評価は、2017年8月31日に実施しました。評価は「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）」（環境省、2014年5月）に準じて、「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省、2012年4月）の記載項目を示した評価表を用いて実施しました。

評価項目としては、環境報告ガイドラインで規定されている下記の6つの項目で評価し、結果等の報告および公表をします。

- （原則1）目的適合性
- （原則2）表現の忠実性
- （原則3）比較可能性
- （原則4）理解容易性
- （原則5）検証可能性
- （原則6）適時性

さらに、これらの評価基準のみでなく、名古屋大学の学生および教職員として、ステークホルダーの一員であることを意識した環境報告書全体に対するコメントも踏まえ評価を行いました。

3. 評価結果

環境報告ガイドラインにおける記載項目42項目のうち33項目を記載対象として評価表（別紙「環境報告書自己評価シート」）にて評価を実施しました。特に下記の点について評価するとともに今後の課題として提案します。

- ・昨年に続き、学生目線の記事が記載され、さらに充実されていました。特に学生インタビューや学生自身による研究紹介の企画などは自己評価チームとしても興味深く読ませて頂きました。また、編集委員への学生の参加等を通じ、幅広いステークホルダーに環境報告書の存在を身近に感じさせようとする努力を感じます。
- ・昨年度まで毎年自己評価によって指摘されていた、環境配慮に向けた取り組みの実施体制、全体像の明確化については、省エネルギー推進体制の明確化と記載、およびキャンパスマスタープラン2016における新規目標の設定とアクションプランの提示、新たな取組の紹介等により、ステークホルダーに対して、明確な指針を示す形が取れており、改善が見受けられました。今後は環境報告書に記載されたデータの信頼性向上のためにも内部管理としての、計画自体の分析、評価、PDCAを回す等について、同推進体制における組織的、継続的な取組に期待

します。

- ・環境リスクマネジメント体制という点において、自然災害に関する対応も必要になります。昨今のゲリラ豪雨等の対応も大学として必要な事項ではないかと思えますし、世間的にも注目する事案でもありますので、なんらかの形で地震、自然災害に対する対応については触れてはいかがでしょうか。
- ・重要な項目である廃棄物に関するリサイクル等について記述されていますが、「リサイクル率」についての定義が不明瞭でした。また、削減を進めていくためのプランはどのようにしていくか今後の検討が望まれます。（リサイクル率の定義については対応済）
- ・化学物質の排出量、移動量に関する記載として、PRTRに関する報告を上げていますが、該当物質の「取扱量」の年間推移を記載しています。どの程度の取扱があるかについては非常に重要な指標ですが、本制度の主旨としての大気を含めた環境への排出量及び廃棄物等としての移動量についての記載がありませんでした。
- ・鶴舞キャンパスがエコ事業所優秀賞を受賞できた理由のひとつとも考えられるESCO事業について、ESCO事業自体の説明はあるものの、何を行ったからCO₂が削減したのか、等の具体的な説明がなく、こういった活動なのかがよく分かりませんでした。（対応済）
- ・マテリアルバランスやエネルギー原単位等の議論を理解するためには、施設面積の増加および大型実験装置の新規導入によるCO₂排出量の増加なども詳細な分析が必要になってきているのではないのでしょうか。

4. 総括

「環境報告書2017の編集にあたって」の挨拶にもあるように「狭い意味での環境問題の視点からのみに限定せず、キャンパスの安全・安心、多様な人や文化の尊重など、広い意味での環境づくり」、「理系的内容に偏らず、文系・文理融合系の紹介」等に重きを置いて編集している点は、トピックスの選び方やそれぞれの記事の書き方等も含め、本報告書の読者として、学生らに読んでほしい、名古屋大学を広く知ってほしいという意図を感じ、評価委員全体として高評価でした。そうした幅広いステークホルダーに向けた環境報告書を今後は、作成された報告書自体をどう読んでもらうか、どう展開するか、どのように活用するか、ということが環境コミュニケーションとしての大切なフェーズに入ってきたのではないのでしょうか。作成・編集のみ

でなく、この報告書を教育や事業に活用するなどの展開を期待します。

以下参考までに、広く目に留まる、手に取れるようにするための工夫として出された自己評価チームから出された意見を上げておきます。

- ・タイトルが「環境報告書」と固いイメージがあるため、あまり手に取って読もうとは思いませんでした。一般向けにタイトルを変え、副題に環境報告書とするなども一案ではないでしょうか。
- ・文系専攻の学生でも読めるような記事が豊富になっているので、大変面白く感じました。ただ、「環境」というタイトルがあると理系寄りのイメージが先立ってしまい、これまでは読んだことがありませんでした（手に取ったことがなかった）。
- ・ステークホルダーとして、本学学生や高校生、一般の方に向けて発信するならば、環境パフォーマンスとしての二酸化炭素排出量等のデータや大学概要等の資料的な要素のあるものはまとめて巻末に集中的に記載するようにしてもいいのではないのでしょうか。別冊にするなども一案かもしれません。
- ・学生らに名古屋大学の「環境」についてどう思うか、という意見を求めるとわずかな時間でも多数の意見が寄せられました（学内の交通の危険さ、清涼のためのミスト等々）。こういった意見を出す場、出しやすい場を設けると様々な意見が寄せられ、かつ、報告書のプレゼンスも上がるのではないのでしょうか。
- ・表紙等の公募は非常に有効な手段だと思います。ただし、公募していること自体を知らなかったので、アナウンス、アピールに工夫が必要だと思います。

今年度の鶴舞地区のエコ事業所優秀賞の受賞、昨年度の「サステナブルキャンパス評価システム」による全国唯一のプラチナ認定の取得などは、多岐にわたる研究、教育の推進、環境コミュニケーションの成果の証明とも言えるのではないのでしょうか。このような実績と未来に希望を持たせてくれる研究、人材育成の継続に大きな期待をすると共に、上述した報告書自体の展開、活用を含め、今後ますますの環境に配慮した大学運営を進めていくことを期待しています。

環境報告書2017自己評価シート

評価者氏名	富田賢吾（環境安全衛生管理室教授※座長）、奥貴圭一（環境学研究科准教授）、後藤光裕（全学技術センター技術職員）、福地実（総務部総務課広報室広報係長）、杉本裕康（施設管理部施設管理課補佐）、河野巧（経済学部2年）、坂口和香奈（情報学部1年）		
実施日	2017年8月31日		
実施した手続きの内容	環境省「環境報告書に係る信頼性向上の手引き（第2版）」に準じつつ、大学独自の社会的責任を考慮し実施した。		

（※）印を付した項目には、ガイドライン本文で、具体的な例示が記載されています。

マニュアル該当頁		環境報告の基本的事項【第4章】			（原則1）目的適合性		（原則2）表現の忠実性			（原則3） 比較可能性	（原則4） 理解容易性	（原則5） 検証可能性	（原則6） 適時性	青文字：2016年以前の指摘事項 赤文字：2016年以前の指摘に対する対応 黒文字：2017年の指摘事項
手引き	ガイドライン		①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標	記載ページ	記載しない理由	完全性	中立性	合理性					
26-27	43	1. 報告にあたっての基本的要件 （1）対象組織の範囲・対象期間	7. 報告対象組織 4. 報告対象期間 9. 報告対象組織及び報告対象期間を変更した場合、その旨	➤ 報告対象組織を変更した場合には、範囲の違い ➤ 報告対象期間を変更した場合には、変更による影響	P2		○	○	○	○	○	○	○	
－	44-45	（2）対象範囲の捕捉率と対象期間の差異	7. 報告対象組織を限定した場合、対象範囲の決定方針 4. 報告対象組織の事業全体（連結決算対象組織全体）に占める環境負荷等の割合（「捕捉率」）又は報告対象組織に係わる経営指標等 9. 報告対象期間の財務会計期間との差異	－	－	大学全体が対象のため不要	－	－	－	－	－	－	－	－
－	46	（3）報告方針	7. 報告において採用した方針等に関する事項（記載事項の決定過程や他の報告との関連性など） 4. 準拠あるいは参考にした環境報告等に関する基準又はガイドライン等（業種毎のものを含む。）	➤ ステークホルダーからの意見や質問を受け、質問等に応える旨の記述等、何らかのフィードバックの手段 ➤ 本ガイドライン以外の基準又はガイドライン等に準拠または参考に独自の項目等により環境報告書を作成した場合には、本ガイドラインとの項目別対比表	P2		○	○	○	○	○	○	○	
－	47-48	（4）公表媒体の方針等	7. 公表媒体における掲載等の方針に関する事項（環境報告の構成一覧と各公表媒体に掲載した情報の範囲、ウェブの利用に関する開示ルールなど） 4. 公表媒体毎の入手や閲覧の方法（冊子等の入手方法、ウェブサイトのURLなど） 9. 作成部署及び事務連絡先（担当者名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレス等） 5. 環境報告書の発行日 6. 環境報告の外部審査を受審した場合は、その旨	➤ 報告対象期間内もしくは期末日以降において、環境報告を別途実施している場合には、当該報告の名称、発行日及び入手や閲覧の方法 ➤ 環境情報に関連する主な公表資料の一覧（その概要や入手方法も含む）	裏表紙		○	○	○	○	○	○	○	
17-19	49	2. 経営責任者の緒言	7. コミットメント（取組方針の実行についての明言） 4. 経営責任者による重要な課題及び取組方針の説明、並びに署名	➤ 中長期ビジョン ➤ 経営戦略における位置付け ➤ 取組の現状認識や評価 ➤ 持続可能な社会の実現に貢献するための経営方針、目標等（社会的取組に関するものも含む）	P1		○	○	○	○	○	○	○	
23-25	50-51	3. 環境報告の概要 （1）環境配慮経営等の概要	7. 事業の概要（※） 4. 環境配慮経営の概要（※）	➤ 報告対象期間中に発生した組織構造、株主構成、製品・サービス等の重大な変化の状況 ➤ ステークホルダーへの対応から重要と判断された事項 ➤ 社会的に注目を集めている特定の事象や活動（自社に不利な情報を含む） ➤ 主たる事業活動の範囲、工場・事業所数、本社・主要な工場・事業場の所在地及びそれぞれの生産品目 ➤ 事業者の沿革及び事業活動における環境配慮の取組の歴史等の概要 ➤ 対象市場や顧客の種類、取引先を含めた生産形態等 ➤ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況	P4, 5, 6, 7, 8, 36		○	○	○	○	△	○	○	・p5（8）：建物面積、構成員数の増加は、エネルギー消費量等と大きく相関する重要なデータなので、グラフの見易さ等、工夫が望ましい。 ・p5（8）：「%」表記だけではなく、具体的な数値データも掲載したほうが良いのではないかと。 ・（要確認）構成員数、対象者名称等が名大プロフィールに記載の値と異なっている。
	52	（2）KPIの時系列一覧	7. KPI（概ね過去5年分）	➤ 中長期におけるKPIの目標値と達成状況（※）	P36, 39, 43, 45, 46		○	○	○	○	△	○	○	（2016年の指摘事項：KPI指標（CO2, エネルギー）算出対象範囲を明確にする。）→P39に「全キャンパス（宿舎を除く）」という対象範囲が明記された。ただし、テナント（ファミリーマート・生協等）が含まれているのか等疑問。廃棄物等の総量の算出対象範囲も含め、要確認。 ・P43 一般廃棄物の文中「従来」がいつからなのかわからない。
	54-57	（3）個別の環境課題に関する対応総括	7. 個別の環境課題について、環境配慮の取組方針に対応した戦略及び計画、目標及び実績、分析・評価及び改善策等の総括（※） 4. 数値情報に関する補足情報（※）	➤ 個別の環境課題への対応に関するその他の情報（※） ➤ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況	P36		○	○	○	○	△	○	○	・P36 課題として挙げている項目はこれで十分なのか。組織としての独自目標と法令に準じた削減目標との違いを明確にすべきではないかと。
34	58-59	4. マテリアルバランス	7. 事業活動に伴う資源・エネルギーの投入から環境負荷物質の排出状況、製品・商品・サービスの産出・販売まで、事業活動の全体像 4. 総量による数値情報（※） 9. 数値情報に関する補足情報 4. 総量による数値情報（※）	－	P37		○	○	○	○	○	○	○	
20-21	61	1. 環境配慮の方針、ビジョン及び事業戦略等 （1）環境配慮の方針	7. 環境配慮の方針	➤ 環境配慮の方針の制定時期、制定方法 ➤ 制定した背景等に関するわかりやすい説明 ➤ 全体的な経営方針等との整合性及び位置付け ➤ 同意する（遵守する）環境に関する憲章、協定等の名称と内容	P4		○	○	○	○	○	○	○	
28-30	62-63	（2）重要な課題、ビジョン及び事業戦略等	7. 重要な課題（環境への影響等との関連を含む） 4. 環境配慮のビジョン、事業戦略及び計画 9. その他、関連して記載する事項（※）	➤ 中長期における目標値（KPI）と達成状況（※） ➤ その他、関連する情報・指標（※） ➤ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況	P36, 39, 40, 41, 42		○	○	○	○	△	○	○	・P40 達成度の考察を行っているのは改善点である。 ・P41 アクションプランの実例を示しているのは改善点である。 ・P42 ESCO事業についての具体例が示されていない。

マニュアル該当頁		環境報告の基本的事項【第4章】		
手引き	ガイドライン		①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
31-33	64-66	2. 組織体制及びガバナンスの状況 (1) 環境配慮経営の組織体制等	ア.環境配慮経営を実行するための組織体制（※） イ.全社的な経営組織における位置付け ウ.環境マネジメントシステム（EMS）の構築及び運用状況 エ.環境報告の信頼性に係る内部統制（情報チェックの社内体制など）	➤全社的なガバナンスとの関連や位置付け ➤重要な課題の特定プロセス（変更した場合、その内容や背景） ➤委員会等に報告された重要な内容や対応の状況（発覚した問題への対応など） ➤その他、関連する情報・指標（※） ➤環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況
－	67	(2) 環境リスクマネジメント体制	ア.環境リスクマネジメント体制の整備及び運用状況（組織の役割、責任と権限、位置付けなど） イ.想定される環境に関するリスク（自然災害・事故等の緊急事態を含む）の内容と対応状況（防止・予防策、訓練等）	➤委員会等に報告された重要な内容や管理結果の状況 ➤想定される環境に関する重要なリスク（重大事故等）の発生する程度や経営への潜在的な影響 ➤環境に関連する事業継続マネジメント（BCM）の構築及び運用状況 ➤環境関連の訴訟を行っている又は受けている場合は、その内容及び対応状況
79-81	68-69	(3) 環境に関する規制等の遵守状況	ア.事業活動との関係が強い重要な法規制等（その他の義務等を含む）を遵守していることの確認方法とその結果（※） イ.重要な法規制等の違反の有無（少なくとも過去3年以内の違反について）	➤環境に関する法規制等の違反に伴う環境への影響 ➤事業・地域の別、基準となる値などの重要な改正点 ➤環境法規制等（その他の義務等を含む）に関する財務影響 ➤環境に関する罰金、過料等の金額及び件数 ➤環境法規制値や協定値を上回る自主基準値等を設定している場合は、その内容等 ➤環境ラベル、環境広告、製品環境情報等における違反表示、誤表示等 ➤環境に関する苦情やステークホルダーからの要求等の内容（騒音及び振動、悪臭等に対する苦情等の状況を含む）及び件数 ➤上記のような法令や協定違反、事故、事件、苦情等があった場合、それらへの具体的な対応状況・改善方策等（経営レベルを含む）
79, 82-84	70	3. ステークホルダーへの対応の状況 (1) ステークホルダーへの対応	ア.ステークホルダーへの対応に関する方針、計画、取組状況、実績等（※）	➤重要な課題、事業上の機会やリスクの把握、組織体制等の不備発見・改善などとの関連
－	71	(2) 環境に関する社会貢献活動等	ア.環境に関する社会貢献活動の取組方針、目標、計画、取組状況、実績等（※）	➤参画した検討委員会やイニシアティブ等 ➤行政機関が実施する助成制度等の活用 ➤自主行動計画等への参加や業界目標達成への貢献 ➤その他、社会貢献活動に関連する情報・指標（※）
73	72-74	4. バリューチェーンにおける環境配慮等の取組状況 (1) バリューチェーンにおける環境配慮の取組方針、戦略等	ア.バリューチェーンにおける重要な課題、取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等 イ.その他、関連して記載する事項（※）	➤第5章1.（2）「重要な課題、ビジョン及び事業戦略等」の「②重要性がある場合に記載する情報・指標」に記載した事項 ➤他者の活動に起因する環境負荷の発生状況（※） ➤その他、関連する情報・指標（※）
73	75	(2) グリーン購入・調達	ア.調達・購入における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※） イ.調達先に対して、更に川上へ環境配慮を要請している場合、その内容	➤川上から川下への化学物質有害性情報や原材料採取の場所、採取時の環境配慮等の環境情報の伝達方針及び取組状況 ➤購入・調達先に対する環境配慮に関する要請・協働取組の状況 ➤環境に配慮した購入・調達を通じて削減できた環境負荷（買収量）やその効果
73-75	76-77	(3) 環境負荷低減に資する製品・サービス等	ア.製品・サービス等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※）	➤新たに立ち上げた環境ビジネス、上市した環境配慮製品・サービス等 ➤製品・サービス等の使用に伴う環境負荷の排出総量（当年度出荷製品全体の推計及び主要製品の排出係数など） ➤環境負荷低減に資する製品・サービス等（環境ラベル認定等製品等）による環境保全効果 ➤法規制等への対応及び政府基準等への適合状況（※） ➤LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた主要製品毎の環境負荷や環境性能（エネルギー消費効率など）の状況
76-78	78	(4) 環境関連の新技术・研究開発	ア.環境関連の新技术・研究開発の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※）	➤研究開発の成果により達成すると推測される環境保全効果 ➤LCA（ライフサイクルアセスメント）手法を用いた研究開発の状況

作成担当者記入欄		評 価 者 の 記 入 欄							所 見 青文字：2016年度以前の指摘事項 赤文字：2016年度以前の指摘に対する対応 黒文字：2017年の指摘事項
(原則1) 目的適合性		(原則2) 表現の忠実性			(原則3) 比較可能性	(原則4) 理解容易性	(原則5) 検証可能性	(原則6) 適時性	
記載ページ	記載しない理由	完全性	中立性	合理性					
P35		○	○	○	○	○	○	○	(2016年の指摘事項：P33「環境安全管理体制」の組織図は、環境管理を行う組織としては不十分である。)→p35に省エネルギー推進体制についての記載がされており、改善されている。
P35, 44, 47		○	○	○	○	○	○	○	・P47（メモ書き）右下の図は載せるべきかどうか慎重に検討した方が良い。 ・自然災害を含めた防災に関する対応も掲載した方が良いのではないか。
P45, 46		○	○	○	○	○	○	○	
P35-47		○	○	○	○	○	○	○	
P9-16, 23-26, 31, 33		○	○	○	○	○	○	○	
-	事業の性質上記載不要	-	-	-	-	-	-	-	-
P38		○	○	○	○	○	○	○	
P9-33, 37, 41, 45, 46		○	○	○	○	○	○	○	・学生のインタビューや学生自身の研究記事等、ステークホルダーを意識した記事が充実しており高評価。 ・P30 もう少し文章の推敲を推奨（推奨メニューと対応商品の違いなど不明瞭なところが多い）
P17, 18, 19, 20, 21, 22, 29, 31		○	○	○	○	○	○	○	(2016年の指摘事項：・専門性の高い研究内容を、学生のインタビューという形式を取り入れるなど、読み手に伝わりやすくするような工夫が感じられる。今後より多くの記事の紹介などに展開されるよう期待したい。→記事の充実が見られる。

マニュアル該当頁		環境報告の基本的事項【第4章】			(原則1) 目的適合性		(原則2) 表現の忠実性			(原則3) 比較可能性	(原則4) 理解容易性	(原則5) 検証可能性	(原則6) 適時性	青文字：2016年度以前の指摘事項 赤文字：2016年度以前の指摘に対する対応 黒文字：2017年の指摘事項
手引き	ガイドライン		①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標	記載ページ	記載しない理由	完全性	中立性	合理性					
－	79-80	(5) 環境に配慮した輸送	7. 輸送における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※）	➢ 輸送に伴う環境負荷の排出総量 ➢ 環境負荷低減に資する輸送による環境保全効果 ➢ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況 ➢ 大都市圏におけるNOx・PM法の取組状況 ➢ 輸送に伴う梱包材等の再利用率（率）と廃棄量 ➢ 生物多様性の保全への配慮状況（外来種の移動防止措置など）	－	事業の性質上記載不要	－	－	－	－	－	－	－	－
－	81-82	(6) 環境に配慮した資源・不動産開発／投資等	7. 資源・不動産開発における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※） 4. 投資等における環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※）	➢ 開発・投資等に伴う環境への影響総量（当年度施工・資金拠出全体の排出量推計及び主要案件の排出係数など） ➢ 環境負荷低減に資する開発・投資等による環境保全効果 ➢ 環境格付手法や環境影響評価手法の概要 ➢ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況 ➢ 同意する（遵守する）原則・指針等（赤道原則、責任投資原則（PRI）、21世紀金融行動原則等）	－	事業の性質上記載不要	－	－	－	－	－	－	－	－
－	83	(7) 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクル	7. 廃棄物処理／リサイクルにおける環境配慮の取組方針、戦略及び計画、目標、実績、分析・評価、改善策等（※）	➢ 製品等の廃棄に伴う環境負荷の排出総量 ➢ 環境に配慮した廃棄物処理／リサイクルによる環境保全効果 ➢ 法規制等への対応及び政府基準等への適合状況（※）	P37, 43, 45 46		△	○	○	○	○	○	○	(2016年度の指摘事項：廃棄物削減のための計画と、廃棄物量の増減に対する要因分析を行って、改善施策を明確にした方がよい。) →削減のための計画については、次年度の減量化計画をふまえ議論すべきではないか。 ・p43 「リサイクル率」について説明が必要。また、なぜリサイクル率が低下したのかの説明が不明瞭。
34-35	85	各記載項目の共通事項	7. 環境負荷の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・（必要に応じて）原単位による数値情報 9. 数値情報に関する補足情報（※）	➢ 数値情報に関する補足情報（※） ➢ 規制動向等の背景情報（法改正の重要な変更点など） ➢ 災害・事故等における環境負荷、経営への影響等（現状の状況、対応策など） ➢ 環境配慮経営の経済・社会的側面に関する状況	－		－	－	－	－	－	－	－	－
36-39	86-87	1. 資源・エネルギーの投入状況 (1) 総エネルギー投入量及びその低減対策	7. 総エネルギー投入量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量による数値情報（※） 9. 数値情報に関する補足情報	➢ 原単位による数値情報（※） ➢ 総エネルギー投入量の内訳（種類別使用量）（ジュール）（※） ➢ 自家発電量の内訳(ジュール、kWh)（※） ➢ 販売エネルギー量の内訳（ジュール）（※） ➢ エネルギー生産性、エネルギー利用効率及びその向上対策 ➢ 他の記載事項は共通事項を参照	P38, 39, 40 43		△	○	○	○	○	○	○	(2015年度の指摘事項：環境配慮の計画、マテリアルバランス、エネルギー使用量とCO2排出量の記載内容を理解するためには引き続き2006年度以降の施設面積増加および、大型実験装置等の導入によるCO2排出量の増加分も記載が望まれる。 →特にされていない。 ・エネルギー消費量削減比率の数値が全体量1.5%（マテリアルバランス）、原単位の数値1.0%（実績）、1.1%(計画)といくつか表示されているため、整合性が必要である。) →問題なし ⇒年度計画としての省エネ法及び名古屋条例に基づいたエネルギー削減目標に加えて中期計画の独自の指標として採用しているキャンパスマスタープランの指標についてそれぞれの計画と実績を分かり易く説明すると理解容易性が向上すると思われる。 →改善されている。
40-41	88-90	(2) 総物質投入量及びその低減対策	7. 総物質投入量（又は主要な原材料等の購入量、容器包装材を含む）の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報（※） 9. 数値情報に関する補足情報	➢ 天然資源や循環資源等の調達又は使用に関わる制約等、操業に関連するリスクの状況及びその対応策の実施体制等 ➢ 総物質投入量における再生資源の割合 ➢ 資源生産性及びその向上対策 ➢ 循環利用率、循環利用率の向上対策 ➢ 製品・商品以外の消耗品等として消費する資源（容器包装のための資材を除く）の量 ➢ 自ら所有する資本財として設備投資等に投入する資源の量 ➢ 請け負った土木・建築工事等に投入する資源の量 ➢ 製品群毎の再使用・再生利用可能部分の比率 ➢ 使用済み製品、容器・包装の回収量 ➢ 回収した使用済み製品、容器・包装の再使用量、再生利用量、熱回収量及び各々の率 ➢ 他の記載事項は共通事項を参照	－	事業の性質上記載不要	－	－	－	－	－	－	－	－
42-44	91	(3) 水資源投入量及びその低減対策	7. 水資源投入量の低減に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報（※） 9. 数値情報に関する補足情報	➢ 水資源投入量内訳（㎡） ➢ 個別事業所毎の水資源投入量 ➢ 他の記載事項は共通項目を参照	P37, 40		○	○	○	○	○	○	○	
45-47	92	2. 資源等の循環的利用の状況（事業エリア内）	7. 物質の循環的利用に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 4. 総量・原単位による数値情報（※）	➢ 事業エリア内での循環的利用型の物質の種類と量の内訳（トン又はその他の単位） ➢ 事業エリア内での水の循環的利用量（㎡）の内訳	P33, 43		○	○	○	○	○	○	○	

マニュアル該当頁		環境報告の基本的事項【第4章】		
手引き	ガイドライン		①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標
48-49	93	3. 生産物・環境負荷の産出・排出等の状況 (1) 総製品生産量又は総商品販売量等	7. 総製品生産量又は総商品販売量、サービス等の業務提供量 イ. 補足情報（※）	➤ 容器包装使用量 ➤ 他の記載事項は共通事項を参照
50-53	94-95	(2) 温室効果ガスの排出量及びその低減対策	7. 温室効果ガス等排出量の低減対策に関する方針及び計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報（※） ウ. 数値情報に関する補足情報	➤ 温室効果ガス排出量の内訳情報（セグメント別、発生源別、活動範囲別など）と低減対策 ➤ 温室効果ガス排出量を削減するため、京都メカニズム等を活用している場合は、その内容、削減量（クレジット量等） ➤ 他の記載事項は共通事項を参照
54-56	96-97	(3) 総排水量及びその低減対策	7. 排水量の低減対策及び汚濁負荷量の低減対策に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量による数値情報（※） ウ. 数値情報に関する補足情報	➤ 総排水量の原単位 ➤ 排出先別排水量の内訳（m ³ ） ➤ 総排水量の内訳（業種や事業特性に応じたもの） ➤ 個別事業所毎の排水量内訳 ➤ 海や河川湖沼等の水利用（主に熱交換として）における温排水・冷排水の利用量、平均温度差、及び排熱量 ➤ 他の記載事項は共通事項を参照
57-59	98-99	(4) 大気汚染、生活環境に係る負荷量及びその低減対策	7. 大気汚染物質の排出防止、騒音、振動、悪臭の低減対策に関する方針、計画、目標、実績、取組状況及び改善策等 イ. 総量・濃度等による数値情報（※） ウ. 数値情報に関する補足情報	➤ 事業所毎の排出量内訳 ➤ 屋上、壁面及び敷地内の緑化や高反射性塗装、保水性舗装等、都市表面被覆の改善につながる建物、構造物への環境対策の状況 ➤ 地中熱や河川水等を活用した空調排熱等、大気中への人工排熱の排出削減につながる建物等への環境対策の状況 ➤ 他の記載事項は共通事項を参照
60-62	100-102	(5) 化学物質の排出量、移動量及びその低減対策	7. 化学物質の管理、排出量・移動量の低減対策、より安全な物質への代替措置、安全対策等について、方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報（※） ウ. 数値情報に関する補足情報	➤ 化学物質の製造・輸入量、取扱量、平均保管量、最大保管量（トン）、用途等 ➤ 事業所毎の化学物質の排出量、移動量、左記の原単位 ➤ 化学物質に関するリスクコミュニケーションの状況（説明会の開催回数等） ➤ 官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム（通称：Japanチャレンジプログラム）などの対象物質の取扱状況及び安全性情報収集状況（スポンサー登録並びに安全性情報収集計画書及び報告書提出を行った物質数） ➤ 取り扱っている化学物質の安全性情報の収集、リスク評価の実施（物質名、物質数等） ➤ 川上（化学物質製造事業者等）から川下（成形品製造事業者等）への化学物質有害性情報に係る伝達方針及び取組状況 ➤ 川下から川上への化学物質の用途情報に係る伝達方針及び取組状況 ➤ 海外の関連法規制（RoHS、REACH等）への対応状況 ➤ 他の記載事項は共通項目を参照
63-65	103-105	(6) 廃棄物等総排出量、廃棄物最終処分量及びその低減対策	7. 廃棄物等の発生抑制、削減、管理方法、処理・処分方法、リサイクル対策等に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等 イ. 総量・原単位による数値情報（※） ウ. 数値情報に関する補足情報	➤ 拡大生産者責任に対する対応 ➤ 廃棄物等の処理・処分方法の内訳 ➤ 廃棄物等総排出量の主な内訳（有価物を含む） ➤ 廃棄物最終処分量の内訳（※） ➤ 発注者として建設廃棄物の削減・再資源化等に対する対応 ➤ マニフェスト交付枚数及び電子マニフェスト利用状況 ➤ 他の記載事項は共通項目を参照
66-68	106-107	(7) 有害物質等の漏出量及びその防止対策	7. 有害物質等の漏出防止に関する方針、取組状況及び改善策等 イ. 災害・事故等による漏出が発生した場合、有害物質等の漏出量及びその対応状況	➤ 有害物質等の事業所毎の保管量内訳

作成担当者記入欄		評 価 者 の 記 入 欄							所 見 青文字：2016年度以前の指摘事項 赤文字：2016年度以前の指摘に対する対応 黒文字：2017年の指摘事項
(原則1) 目的適合性		(原則2) 表現の忠実性			(原則3) 比較可能性	(原則4) 理解容易性	(原則5) 検証可能性	(原則6) 適時性	
記載ページ	記載しない理由	完全性	中立性	合理性					
-	事業の性質 上記載不要	-	-	-	-	-	-	-	-
P36, 37, 39, 40, 41, 42		○	○	○	○	○	○	○	
P37, 40, 46		○	○	○	○	○	○	○	
P43, 45, 46		△	○	○	○	○	○	○	・大気汚染に関して、特定施設に該当する設備に関する状況、議論を載せるべき。
P43, 45		○	○	○	○	△	○	○	(2015年度の指摘事項：PRTR対象物質は、排出量や移動量を記載してはどうか。)⇒未対応。今後検討予定。 ・水銀の話題については、近年のホットトピックスであり、名大として明確な対応をしているので、別立てで記載しても良いのでは。
P37, 43, 45		○	○	○	○	△	○	○	P43 容量を重量にしたことによる削減、ということについて文章の推敲が必要
P43, 45, 46		○	○	○	○	○	○	○	

マニュアル該当頁		環境報告の基本的事項【第4章】			作成担当者記入欄	評 価 者 の 記 入 欄							所 見 青文字：2016年度以前の指摘事項 赤文字：2016年度以前の指摘に対する対応 黒文字：2017年の指摘事項			
手引き	ガイドライン		①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標		（原則1）目的適合性			（原則2）表現の忠実性			（原則3） 比較可能性		（原則4） 理解容易性	（原則5） 検証可能性	（原則6） 適時性
						記載ページ	記載しない理由	完全性	中立性	合理性						
69-71	108-110	4. 生物多様性の保全と生物資源の持続可能な利用の状況	7. 生物多様性の保全や持続可能な利用、遺伝資源から得られる利益の公正かつ衡平な配分に関する方針、計画、目標、取組状況及び改善策等（事業とは直接関連しない社会貢献活動も含む） 4. 総量・原単位による数値情報（※） 9. 数値情報に関する補足情報	➢ 事業活動と生物多様性との関係性を表す情報 ➢ 他の記載事項は共通事項を参照	P23, 24, 25, 26, 32, 33			○	○	○	○	○	○			
—	112-113	1. 環境配慮経営の経済的側面に関する状況 （1）事業者における経済的側面の状況	7. 環境配慮経営に関連する財務数値（環境会計情報等）（※） 4. 上記の財務数値に関する補足情報（※）	➢ 環境配慮経営に関連する財務数値（①7. 以外）（※） ➢ 環境配慮経営に関連する事業機会やリスク（※） ➢ 自然災害・事故等による財務影響等 ➢ 環境効率指標（環境負荷と財務数値を指標としたもの） ➢ 環境格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）	P38			○	○	○	○	△	○	○	・p42 「ESCO事業」について、どういふものかの記載はあるが、具体的に何を行ったから削減したのか、等の説明が必要。	
—	114-117	（2）社会における経済的側面の状況	—	➢ 環境配慮経営が社会に及ぼす経済的便益・負担（※） ➢ 環境配慮経営に関連する事業機会やリスクとの関連（収益への寄与、内部費用化の可能性など） ➢ 環境負荷等の経済価値評価（※） ➢ 数値情報に関する補足情報（※） ➢ 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	P31, 38, 42			○	○	○	○	○	○	○		
—	118-120	2. 環境配慮経営の社会的側面に関する状況	—	➢ 重要な社会的課題に対応するための取組方針、目標、計画、取組状況等（※） ➢ 社会的側面を表す数値情報（※） ➢ 数値に関する補足情報（※） ➢ 重要な社会的課題への対応に関連して同意する（遵守する）憲章、協定、運用もしくは遵守している規格等の名称と内容 ➢ 社会責任格付け・インデックスの組み入れや評価替え、各種表彰制度の受賞、それらによる経営への影響（ブランド、調達金利など）	P13, 14, 27, 28, 29, 30			○	○	○	○	○	○	○		

マニュアル該当頁		その他の記載事項等【第8章】			作成担当者記入欄	評 価 者 の 記 入 欄							所 見		
手引き	ガイドライン		①記載する情報・指標	②重要性がある場合に記載する情報・指標		(原則1) 目的適合性		(原則2) 表現の忠実性			(原則3) 比較可能性	(原則4) 理解容易性		(原則5) 検証可能性	(原則6) 適時性
						記載ページ	記載しない理由	完全性	中立性	合理性					
－	121	1. 後発事象等 (1) 後発事象	7. 後発事象の内容	➤ 後発事象による環境報告への影響 ➤ 後発事象による次期以降の環境及び経営への影響	－	後発事象なし									
－	121	(2) 臨時的事象	7. 臨時的事象の内容	➤ 臨時的事象による環境及び経営への影響	－	後発事象なし									
－	122	2. 環境情報の第三者審査等	－	－	P49, 50, 51			○	○	○	○	○	○		

- ① 記載されている箇所（ページ等）を記入します。記載のないものは「-」を記入します。
- ② 報告書に記載の無い項目（①で「-」を記入した項目）について、記載のない理由を記入します。記載しない理由がない場合は空欄のままとします。
- ③ ①で「-」が記入されている項目について、重要性を判断します。重要性は、その情報の有無がステークホルダーの判断に大きな影響を与えるかどうかで判断します。
重要な情報の網羅性：事業活動に伴う環境的・経済的・社会的影響とステークホルダーの判断に影響を与える情報が網羅されていること
完全性：利用者が指標を理解するために必要な情報を掲載しているかをチェックします。例えば、採用した算定方法や係数について説明がなされているか、集計範囲や捕捉率、地域別の情報が掲載されているか等が挙げられます。
中立性：偏りのない情報を掲載しているかをチェックします。例えば、特定の情報を強調し過ぎたり、欠落・改変したりすることで、利用者の印象を変化させないようにすることが挙げられます。
合理性：環境パフォーマンス指標の推計が合理的であるかを評価します。例えば、公的ガイドラインで例示された算定方法を用いること等が挙げられます。
比較可能性：利用者が開示情報を比較するための参考情報を記載しているかどうかを評価します。参考情報の例としては、期間比較が可能となるような過去の実績情報や、算定方法や算定範囲の変更・変更理由・変更の影響による影響の説明等が挙げられます。
理解容易性：利用者が特別な専門知識を持たなくとも理解できるよう、表現方法を工夫し、明瞭に記載しているかどうかを評価します。
検証可能性：環境報告書に記載された環境情報について、利用者が客観的に検証しようとした場合、その前提条件、作成方法、算定根拠等を明らかにできるかどうかを評価します。
- ④ 記載のある項目については、○を記入します。
記載のない項目のうち、③で「✓」のある項目は「○」を記入します。③で「✓」のない項目で、適切な理由の記載が報告書にある場合は(②参照)は「○」、無い場合は「×」を記入します。
- ⑧ ④で×を記入した(重要性があるのに記載がない)場合は、⑧の所見欄にそう判断した理由等を記入します。
- ⑤ 「正確性」の評価を行い、結果を「○、×」で記入します。
- ⑥ 「中立性」の評価を行い、結果を「○、×」で記入します。
- ⑦ 「検証可能性」の評価を行い、結果を「○、×」で記入します。
- ⑧ ⑤～⑦で「×」のものに対して⑧に所見を記入します。